

(お知らせ)

令和5年11月28日  
防 衛 省

### 日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、FAC3050入間飛行場の財産の限定使用について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 3 0 5 0 入間飛行場の財産の限定使用について
承認年月日	令和5年11月21日
施設・区域名称	F A C 3 0 5 0 入間飛行場
合意対象所在地	埼玉県狭山市
合意対象面積等	土地：約 118,000 m <sup>2</sup>
	水域等：－
	建物：4棟 約 4,500 m <sup>2</sup>
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
附帯施設	－

【事案内容】

本件は、日米豪基地警備共同訓練を実施するため、航空自衛隊入間基地の財産を日米地位協定第2条4項（b）に基づき限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約 118,000 m<sup>2</sup>

建物：4棟 約 4,500 m<sup>2</sup>

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：令和5年12月4日から同月8日までの間及び訓練の展開・撤収のための追加期間

